

「都市の魅力向上にむけた若年層の意識及び消費動向等調査業務」 業務委託仕様書

1. 業務名称

都市の魅力向上にむけた若年層の意識及び消費動向等調査業務

2. 業務目的

神戸市は市町村魅力度ランキング（地域ブランド調査 2019、株式会社ブランド総合研究所）で全国5位に位置するなど、全国的に良好なイメージを形成していると考えられる一方で、評価されている内容については「おしゃれ」「洗練されている」など漠然としがちである。

「おしゃれ」というイメージは、神戸市が開港以来国際港湾都市として発展してきたことによる、海外からの刺激を受けた文化や産業の興盛、あるいは街並みといった複数の要素によって形成されていると想定されるが、グローバル化や情報化が進む現在、こうした観点における地域差は小さくなってきており、特に若者を中心に、居住者や来訪者を本市に惹きつける魅力を改めて検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症収束後の神戸経済の再活性化と地域の元気づくりも見据え、国内外の若年層を対象に、ライフスタイルに関する意識及び消費傾向、繁華街への訪問目的等を調査し、若年層がショッピングやサービス消費を楽しめる魅力的な街づくりや都市ブランディングへの示唆を得て、神戸市に若年層の人口を惹きつける施策につなげる。

3. 業務内容

下記項目について調査を実施した上で、調査結果及び示唆をとりまとめた報告書を提出する。なお、調査の手法、対象、項目、サンプル数等について、「2. 業務の目的」を踏まえつつ、独自の工夫も取り入れながら効果的な実施内容を提案すること。

(1) 神戸市及び周辺主要エリアのイメージやライフスタイル消費に関する調査

国内外の高校生～30代を対象に、神戸市及び周辺主要エリアへの来街目的やまちの印象、消費実態、評価等をアンケートその他の手法により調査する。

(2) 若年層の消費やライフスタイルに関する意識等調査

国内外の高校生～30代を対象に、ライフスタイルに関連したニーズ、消費傾向、価値観等について、アンケートその他の手法により調査する。

(3) 特に感度の高い層の消費やライフスタイルに関する意識等調査

国内外のインフルエンサー等、トレンドをいち早く取り入れ積極的に発信することで、若年層の価値観に影響を与えている人々複数名を対象に、ライフスタイルに関連したニーズ、消費傾向、価値観等について、インタビューその他の手法により調査する。

(4) 関連事業者のニーズ・評価にかかる調査

(1)～(3)の調査結果を踏まえ、消費やライフスタイルに関連するトレンドを発信又は仕掛ける立場にある事業者を対象に、神戸市及び周辺都市に対するニーズ・評価や、今後のライフスタイルのトレンド傾向等を、ヒアリングその他の手法により調査する。(例：雑誌社、ライフスタイルブランドの展開企業、出店コンサルタント等)

(5) 若年層を惹きつける魅力的な街づくりや都市ブランディングの方向性の提案

調査結果を分析の上、本市における今後の取り組みに関する示唆を行う。

4. 委託金額の上限

8,000,000円（消費税・地方消費税含む）

5. 委託業務期間

契約締結日から令和3年2月26日までとする。

6. 業務の進捗報告・成果物

- (1) 業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。
- (2) 令和2年9月に中間報告を行うこと。なお、詳細は別途協議の上決定する。
- (3) 調査報告書は紙媒体で2部提出するとともに、電子データを提出すること。

※電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。

7. 留意事項

- (1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

- (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

- (3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

- (5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。